

CT、MRI報酬の推移

診調組 税-2-2  
25.8.28

◎CT撮影料

63改定		2改定(※)		4改定		6改定		8改定		10改定(※)	
コンピューター断層撮影診断(甲表・乙表)		コンピューター断層撮影(甲表・乙表)		コンピューター断層撮影(甲表・乙表)		コンピューター断層撮影		コンピューター断層撮影		コンピューター断層撮影	
1 単純CT撮影診断		1 単純CT撮影		1 単純CT撮影		1 単純CT撮影		1 単純CT撮影		1 単純CT撮影	
イ 頭部(一連につき)	1000点	イ 頭部(一連につき)	850点	イ 頭部(一連につき)	800点	イ 頭部(一連につき)	800点	イ 頭部(一連につき)	760点	イ 頭部(一連につき)	665点
ロ 軀幹(一連につき)	1300点	ロ 軀幹(一連につき)	1150点	ロ 軀幹(一連につき)	1100点	ロ 軀幹(一連につき)	1100点	ロ 軀幹(一連につき)	1045点	ロ 軀幹(一連につき)	890点
ハ 四肢(一連につき)	1000点	ハ 四肢(一連につき)	850点	ハ 四肢(一連につき)	800点	ハ 四肢(一連につき)	800点	ハ 四肢(一連につき)	720点	ハ 四肢(一連につき)	620点
2 脳槽CT造影診断(一連につき)	2600点	2 脳槽CT造影(一連につき)	2300点	2 脳槽CT造影(一連につき)	2300点	2 脳槽CT造影(一連につき)	2300点	2 脳槽CT造影(一連につき)	2300点	2 脳槽CT造影(一連につき)	2300点

※平成元年、平成9年の消費税引上げ時には、当該項目の点数の改定は行われていない。

12改定		14改定		16改定		18改定		20改定		22改定		24改定	
コンピューター断層撮影(一連につき)		コンピューター断層撮影(一連につき)		コンピューター断層撮影(一連につき)		コンピューター断層撮影(一連につき)		コンピューター断層撮影(CT撮影)(一連につき)		コンピューター断層撮影(CT撮影)(一連につき)		コンピューター断層撮影(CT撮影)(一連につき)	
1 単純CT撮影		1 単純CT撮影		1 単純CT撮影		1 単純CT撮影		1 CT撮影		1 CT撮影		1 CT撮影	
イ 頭部	655点	イ 頭部	620点	イ 頭部	620点					イ 16列以上のマルチスライス型の機器による場合	900点	イ 64列以上のマルチスライス型の機器による場合	950点
ロ 軀幹	880点	ロ 軀幹	830点	ロ 軀幹	830点	イ マルチスライス型の機器による場合	850点	イ マルチスライス型の機器による場合	850点	ロ 16列未満のマルチスライス型の機器による場合	820点	ロ 16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合	900点
ハ 四肢	610点	ハ 四肢	570点	ハ 四肢	570点	ロ イ以外の場合	660点	ロ イ以外の場合	660点	ハ イ、ロ以外の場合	600点	ハ 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合	780点
												ニ イ、ロ又はハ以外の場合	600点
2 特殊CT撮影(管腔描出を行った場合)		2 特殊CT撮影(管腔描出を行った場合)		2 特殊CT撮影(管腔描出を行った場合)		2 特殊CT撮影(管腔描出を行った場合)							
イ 頭部	715点	イ 頭部	715点	イ 頭部	710点		950点						
ロ 軀幹	960点	ロ 軀幹	960点	ロ 軀幹	950点								
ハ 四肢	670点	ハ 四肢	670点	ハ 四肢	660点								
3 脳槽CT造影	2300点	2 脳槽CT撮影(造影を含む。)	2300点	2 脳槽CT撮影(造影を含む。)	2300点	2 脳槽CT撮影(造影を含む。)	2300点						

※特殊CT撮影については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

◎MRI撮影料

63改定		2改定(※)		4改定		6改定		8改定		10改定(※)	
磁気共鳴コンピューター断層撮影診断(一連につき)(甲表・乙表)		磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)(甲表・乙表)		磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)(甲表・乙表)		磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)		磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)		磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)	
	2300点		2100点		2100点		2100点	1 頭部	1900点	1 頭部	1680点
								2 頭部以外	2000点	2 軀幹	1800点
										3 四肢	1710点

※平成元年、平成9年の消費税引上げ時には、当該項目の点数の改定は行われていない。

12改定		14改定		16改定		18改定		20改定		22改定		24改定	
磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)		磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)		磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)		磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)		磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)(一連につき)		磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)(一連につき)		磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)(一連につき)	
1 単純MRI撮影		1 単純MRI撮影		1 単純MRI撮影		1 単純MRI撮影		1 単純MRI撮影		1 単純MRI撮影		1 単純MRI撮影	
イ 頭部	1660点	イ 頭部	1140点	イ 頭部	1140点							1 3テスラ以上の機器による場合	1400点
ロ 軀幹	1780点	ロ 軀幹	1220点	ロ 軀幹	1220点	イ 1.5テスラ以上の機器による場合	1230点	1 1.5テスラ以上の機器による場合	1300点	1 1.5テスラ以上の機器による場合	1330点	2 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合	1330点
ハ 四肢	1690点	ハ 四肢	1160点	ハ 四肢	1160点	ロ 1以外の場合	1080点	2 1以外の場合	1080点	2 1以外の場合	1000点	3 1又は2以外の場合	950点
2 特殊MRI撮影(管腔描写を行った場合)		2 特殊MRI撮影(管腔描写を行った場合)		2 特殊MRI撮影(管腔描写を行った場合)		2 特殊MRI撮影(管腔描写を行った場合)							
イ 頭部	1760点	イ 頭部	1760点	イ 頭部	1500点		1530点						
ロ 軀幹	1880点	ロ 軀幹	1880点	ロ 軀幹	1600点								
ハ 四肢	1790点	ハ 四肢	1790点	ハ 四肢	1520点								

※特殊MRI撮影については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。